

令和3年第2回（3月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和3年2月24日現在

●市長提出議案案件

先議案件 13件（単行＝1件、補正予算＝12件）

議案案件 34件（当初予算＝13件、条例＝17件、単行＝4件）

諮問案件 3件（人権擁護委員＝3件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 先議を依頼する議案（13件）

○ 単行議案 1件

頁

1	議案第49号	都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※
---	--------	------------------------------	---

○ 補正予算議案 12件

別冊 令和2年度3月補正予算書及び予算総括表を参照

頁

2	議案第5号	令和2年度都城市一般会計補正予算（第8号）	※
3	議案第6号	令和2年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※
4	議案第7号	令和2年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※
5	議案第8号	令和2年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	※
6	議案第9号	令和2年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	※
7	議案第10号	令和2年度都城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	※
8	議案第11号	令和2年度都城市電気事業特別会計補正予算（第3号）	※

別冊 令和2年度補正予算書（上下水道局）を参照

頁

9	議案第12号	令和2年度都城市水道事業会計補正予算（第2号）	※
10	議案第13号	令和2年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	※
11	議案第14号	令和2年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第2号）	※
12	議案第15号	令和2年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	※
13	議案第16号	令和2年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	※

◎ 通常審議分

○ 当初予算議案 13件

別冊 令和3年度予算書（一般会計・特別会計）及び説明資料等を参照

頁

14	議案第17号	令和3年度都城市一般会計予算	※
15	議案第18号	令和3年度都城市国民健康保険特別会計予算	※
16	議案第19号	令和3年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	※
17	議案第20号	令和3年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	※
18	議案第21号	令和3年度都城市整備墓地特別会計予算	※
19	議案第22号	令和3年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	※
20	議案第23号	令和3年度都城市介護保険特別会計予算	※
21	議案第24号	令和3年度都城市電気事業特別会計予算	※

別冊 令和3年度予算書（上下水道局）を参照

頁

22	議案第25号	令和3年度都城市水道事業会計予算	※
23	議案第26号	令和3年度都城市簡易水道事業会計予算	※
24	議案第27号	令和3年度都城市御池簡易水道事業会計予算	※
25	議案第28号	令和3年度都城市公共下水道事業会計予算	※
26	議案第29号	令和3年度都城市農業集落排水事業会計予算	※

○ 条例議案 17件

頁

27	議案第30号	都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例及び都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
	押印廃止の方針に沿って、押印義務規定等を削除するため、所要の改正を行うもの		
28	議案第31号	都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	9
	令和3年4月1日時点の職員数に合わせた職員定数とするため、所要の改正を行うもの		
29	議案第32号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	15
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正による条ずれに対応するため、また、マイナンバーカード普及促進及びコンビニ交付サービスの利用推進を図るべく、同サービスの交付手数料を減額するため、所要の改正を行うもの		
30	議案第33号	都城市個人番号カードの利用に関する条例の制定について	25
	デジタル化による庶務事務の効率化を図ることを目的として、令和3年度に庶務事務システムを導入することに伴い、条例を制定するもの		

31	議案第34号	都城市保育所条例及び都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例の制定について	31
		運営を休止している雄児石保育所及び雄児石保育・児童館について、保育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの	
32	議案第35号	都城市児童館条例の一部を改正する条例の制定について	37
		児童館を利用するための手続について、利用者ごとに明確化して利便性の向上を図るとともに、児童センター条例と一本化するため、所要の改正を行うもの	
33	議案第36号	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	47
		地方税法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例を規定するため、所要の改正を行うもの	
34	議案第37号	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	53
		令和2年分から給与所得控除及び公的年金等控除額が10万円引き下げられることを受け、介護保険法施行令の見直しが行われることに伴い、保険料の算定について所要の改正を行うもの	
35	議案第38号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	61
		令和3年7月から供用開始予定である山之口運動公園の芝生広場について、使用料を新たに設定するため、所要の改正を行うもの	
36	議案第39号	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	71
		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	
37	議案第40号	都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	117
		指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	
38	議案第41号	都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	139
		指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	
39	議案第42号	都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	149
		指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	

	議案第43号	都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について	
40	市の温泉関連宿泊施設（4施設）のうち、現条例において、山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）のみに、宿泊の場合の利用時間に関する規定がなかったことから、所要の改正を行うもの		161
	議案第44号	都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	
41	市の温泉施設（5施設）のうち、現条例において、山之口青井岳観光施設（青井岳温泉）のみに指定管理者の行為に関する規定がなかったことから、所要の改正を行うもの		167
	議案第45号	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	
42	令和4年度に完成予定の都城インター工業団地桜木地区について、本市の企業立地を更に推進することを目的として、同地区に特化した奨励措置を設けるとともに、企業が独自に取り組む浸水対策に対する奨励措置を新設するため、所要の改正を行うもの		177
	議案第46号	都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について	
43	都城市公設地方卸売市場について、新たに施設を整備することに伴い、施設整備費等を施設使用料に反映させるため、所要の改正を行うもの		189

○ 単行議案 4件

頁

	議案第47号	工事請負契約の締結について	
44	都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事について、先般行った一般競争入札の結果、真栄・南星・相葉 特定建設工事共同企業体が、7億8千592万8千円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		205
45	議案第48号	都城市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて	※
46	議案第50号	都城市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	※
47	議案第51号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	※

○ 諮問案件 3件

頁

48 - 50	諮問第1号 - 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※
---------------	------------------	--------------------------------	---

令和3年第2回都城市議会定例会（3月）

（議案第5号～第51号、諮問第1号～第3号）

議案第30号

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例及び都城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例及び都城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市固定資産評価審査委員会に関する条例及び都城市職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 (都城市固定資産評価審査委員会に関する条例の一部改正)

第1条 都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例(平成18年条例第14号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社 団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したと きは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が 押印しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委 員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 い。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれ に署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社 団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したと きは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が 署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委 員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれ に署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

(都城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 都城市職員の服務の宣誓に関する条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

次のよう～別紙

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

議案第 30 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部総務課】

条例名	都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例及び都城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	押印廃止の方針に沿って、押印義務規定等を削除するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部改正 次の条に含まれる押印義務規定を見直し、署名がある場合は、押印不要となるよう改正する。</p> <p>第 4 条 審査申出書 第 7 条 意見陳述の調書 第 8 条 口述書 第 9 条 実地調査の調書 第 10 条 議事についての調書</p> <p>2 都城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正 別記様式中の印鑑表示の削除</p>		
関係する法令及びその条項	地方税法第 436 条 地方公務員法第 31 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第31号

都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員定数条例の一部を改正する条例

都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,007人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>100人</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>187人</u></p> <p>(定数外)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、前条の職員の定数に含めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の職員のうち、当該職員となった日から1年を経過していない者（初任の教育訓練中の者に限る。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,008人</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>97人</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 消防機関の職員 <u>186人</u></p> <p>(定数外)</p> <p>第3条 次に掲げる職員は、前条の職員の定数に含めないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の職員のうち、当該職員となった日から1年を経過していないもの（初任の教育訓練中の者に限る。）</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部総合政策課】

条例名	都城市職員定数条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	令和 3 年 4 月 1 日時点の職員定数 1,404 人に合わせて所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 任命権者別の職員定数について、令和 3 年 4 月 1 日時点での定数を次のとおり改める。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 1,008 人</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 97 人</p> <p>(9) 消防機関の職員 186 人</p> <p>2 その他字句の修正を行う。</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第32号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
(略)					(略)				
50 建築物エネルギー消費性能向上法認定手数料	建築物のエネルギー消費性能に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項又は第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する審査	(略)		1 当該認定に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 (略)	50 建築物エネルギー消費性能向上法認定手数料	建築物のエネルギー消費性能に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第34条第1項又は第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する審査	(略)		1 当該認定に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4 (略)

51 建築物エネルギー消費性能適定手	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	(略)
	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	(略)

別表第5 (第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
2 公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は写しの交付手	住民票の写し	(略)	多機能端末機(都市個人番号カードを利用した多機能端末機及び利用者操作用端末機による証明書等交付に関する要綱(平成	150円

51 建築物エネルギー消費性能適定手	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	(略)
	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	建築省エネ第1項の規格に基づく建築物のエネルギー性能に認請料審査	(略)

別表第5 (第2条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
2 公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は写しの交付手	住民票の写し	(略)	300円	

手数料	手数料	手数料
(略) 戸籍の附票の 写し	(略) 300円	(略) 300円
(略) 戸籍の附票の 写し	(略) 多機能端末機を 利用した交付の 場合	(略) 150円
(略) 土地家屋名寄 帳(課税台帳) の写し	(略) 上記以外の場合	(略) 300円
(略) その他の公簿 又は図面の謄 本又は抄本	(略) 1枚を超え、1枚 増すごとに100 円を加える。	(略) 1件につき 1枚を超え、1 枚増すごとに100 円を加える。
3 証明 手数料 項証明	(略) 300円	(略) 3 証明 手数料 項証明

28年度告示第385号) 第2条第3号に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。) を利用した交付の場合
上記以外の場合 300円

手数料

手数料

印鑑登録証明	(略)	上記以外の場合 多機能端末機を 利用した交付の 場合	300円 150円	
所得証明	1件	上記以外の場合 多機能端末機を 利用した交付の 場合	300円 150円	
市県民税所得 課税証明	1件	上記以外の場合 多機能端末機を 利用した交付の 場合	300円 150円	
市県民税課税 証明	1件	上記以外の場合 多機能端末機を 利用した交付の 場合	300円 150円	
納税証明	(略)			1件につ
固定資産公課 証明	(略)			き1枚を 超えると
(略)				きは、1 枚増すご
固定資産税額 証明	(略)			とに100 円を加え る。

印鑑登録証明	(略)		300円	
罹災証明（火災 の場合）	1件		300円	
救急搬送証明	1件		300円	
納税証明	(略)			1枚を超
固定資産公課 証明	(略)			えるとき
資産証明	1件		300円	は1枚増
(略)				すごとに
固定資産税額 証明	(略)			100円を 加える。

	無資産証明 (略)			
	所得証明 (略)	1件	300円	
	法人市民税台帳登載証明 (略)			
	その他の証明			
(略)				
8 戸籍に関する証明の交付又は閲覧の手数料	戸籍の謄本又は抄本又は磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。) をもつて調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明 (略)			
	戸籍の謄本又は抄本又は磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。) をもつて調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明 (略)			
	多機能端末機を利用した交付の場合		150円	
	上記以外の場合		450円	
(略)				
	罹災証明 (火災の場合)	1件	300円	
	救急搬送証明	1件	300円	
	資産証明	1件	300円	
	無資産証明 (略)			
法人市民税台帳登載証明 (略)				
その他の証明				
(略)				

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定 令和3年4月1日

(2) 別表第5の改正規定 令和3年7月1日

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部建築対策課・市民生活部市民課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例																																
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																																
施行予定日	別表第 1 の改正 令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月																														
	別表第 5 の改正 令和 3 年 7 月 1 日																																
制定改廃の目的・背景	<p>1 法改正に伴う条ずれの改正 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正による条ずれについて、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 住民票等の交付手数料の改正 マイナンバーカードの普及促進及びコンビニ交付サービスの利用推進を図るため、同サービスの交付手数料を減額することから、所要の改正を行うもの。 また、別表第 5 において、総称して「所得証明」としていた「所得証明」「市県民税所得課税証明」「市県民税課税証明」を具体的に分けて表記する。</p>																																
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 法改正に伴う条ずれの改正 別表第 1 の建築物省エネ法につき、「第 29 条」を「第 34 条」に、「第 30 条」を「第 35 条」に、「第 36 条」を「第 41 条」に改める。</p> <p>2 住民票等の交付手数料の改正 (1) コンビニ交付サービスで取り扱う証明の手数料について、次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">証明書の種類</th> <th style="width: 30%;">現行手数料</th> <th style="width: 30%;">改正後手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民票の写し</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>住民票記載事項証明</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>戸籍謄本（全部事項証明）</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>戸籍抄本（個人事項証明）</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の写し</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>所得証明</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市県民税所得課税証明</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市県民税課税証明</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「所得証明」と表記していた「所得証明」「市県民税所得課税証明」「市県民税課税証明」について、具体的に分けて表記する。</p> <p>3 その他字句の修正</p>			証明書の種類	現行手数料	改正後手数料	住民票の写し	300円	150円	住民票記載事項証明	300円	150円	戸籍謄本（全部事項証明）	450円	150円	戸籍抄本（個人事項証明）	450円	150円	戸籍の附票の写し	300円	150円	印鑑登録証明	300円	150円	所得証明	300円	150円	市県民税所得課税証明	300円	150円	市県民税課税証明	300円	150円
証明書の種類	現行手数料	改正後手数料																															
住民票の写し	300円	150円																															
住民票記載事項証明	300円	150円																															
戸籍謄本（全部事項証明）	450円	150円																															
戸籍抄本（個人事項証明）	450円	150円																															
戸籍の附票の写し	300円	150円																															
印鑑登録証明	300円	150円																															
所得証明	300円	150円																															
市県民税所得課税証明	300円	150円																															
市県民税課税証明	300円	150円																															
関係する法令及びその条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律																																
制定改廃を要する関係条例等	なし																																
備考	なし																																

議案第33号

都城市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

都城市個人番号カードの利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、個人番号カード（法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第18条第2項第2号の条例で定める事務は、本市職員（規則で定める職員をいう。）の出勤及び退勤の管理に関する事務であって規則で定めるものとする。

(利用手続)

第3条 前条に規定する規則で定める事務に個人番号カードを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該事務に係る利用の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、規則で定めるところにより、当該申請をした者の個人番号カードにその申請に係る事務を利用するために必要な情報を記録するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 33 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市個人番号カードの利用に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和3年4月1日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>本市では、デジタル化による庶務事務の効率化を図ることを目的として、令和3年度に庶務事務システムを導入する予定である。このシステムでは、個人番号カードをタイムレコーダーにかざすことにより出退勤時間を記録するが、個人番号カードをこのように利用するときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第18条第2項第2号の規定により、利用する事務を条例で定める必要があるため、条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>第1条 条例がどのような事項について規定しているかを表現した趣旨規定 第2条 個人番号カードを利用する事務として本市職員の出勤及び退庁の管理に関する事務であって規則で定めるものと規定 第3条 利用手続に関する規定 第4条 規則への委任規定</p>		
関係する法令及びその条項	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第18条第2項第2号</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第34号

都城市保育所条例及び都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例
の制定について

都城市保育所条例及び都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市保育所条例及び都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例
 (都城市保育所条例の一部改正)

第1条 都城市保育所条例(平成18年条例第113号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)			
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
都城市中郷保育所	(略)	都城市中郷保育所	(略)
都城市雄児石保育所	都城市梅北町8066番地		
(略)		(略)	

(都城市保育・児童館条例の一部改正)

第2条 都城市保育・児童館条例(平成18年条例第116号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)			
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
都城市志和池保育・児童館	都城市上水流町2373番地	都城市志和池保育・児童館	都城市上水流町2373番地
都城市雄児石保育・児童館	都城市梅北町8066番地		
別表第2(第3条、第5条関係)			
名称	保育実施の定員(人)	名称	保育実施の定員(人)
(略)		(略)	
都城市志和池保育・児童館	30	都城市志和池保育・児童館	30
都城市雄児石保育・児童館	30	都城市志和池保育・児童館	30

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部保育課】

条例名	都城市保育所条例及び都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	平成 23 年度から運営を休止している雄児石保育所及び雄児石保育・児童館について、雄児石自治公民館との協議を行い、用途廃止及び土地・建物の処分に関して理解を得られたことから、保育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>都城市保育所条例の別表中「都城市雄児石保育所」、「都城市梅北町 8066 番地」を削除する。</p> <p>都城市保育・児童館条例の別表第 1 中「都城市雄児石保育・児童館」及び「都城市梅北町 8066 番地」を削除し、別表第 2 中「都城市雄児石保育・児童館」及び定員「30」を削除する。</p>		
関係する法令及びその条項	都城市保育所条例施行規則 別表（第 4 条関係）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第35号

都城市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童館条例の一部を改正する条例

都城市児童館条例（平成18年条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の目的を達成するため、<u>同法第7条</u>に規定する児童福祉施設として都城市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、<u>次表</u>のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="662 1146 869 2011"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都城市山田中央児童館</td> <td>都城市山田町山田4297番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p>	名称	位置	都城市山田中央児童館	都城市山田町山田4297番地1	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第40条の目的を達成するため、<u>同条</u>に規定する児童厚生施設として、<u>市に児童館</u>（以下「児童館」という。）を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="662 219 869 1084"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都城市山田中央児童館</td> <td>都城市山田町山田4297番地1</td> </tr> <tr> <td>都城市神柱児童センター</td> <td>都城市中原町40街区10号</td> </tr> <tr> <td>都城市都原児童センター</td> <td>都城市都原町37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>都城市神柱児童センター及び都城市都原児童センター</u>にあつては、<u>前項に掲げる事業のほか、体力増進の指導が必要な児童に対して、児童の遊びを通して体力増進のための特別の指導を行う。</u></p> <p>(利用者)</p> <p>第4条 <u>児童館を利用することができるものは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>おおむね18歳未満の児童及びその保護者。ただし、乳児（法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。）については、保護者</u></p>	名称	位置	(略)		都城市山田中央児童館	都城市山田町山田4297番地1	都城市神柱児童センター	都城市中原町40街区10号	都城市都原児童センター	都城市都原町37番地2
名称	位置														
都城市山田中央児童館	都城市山田町山田4297番地1														
名称	位置														
(略)															
都城市山田中央児童館	都城市山田町山田4297番地1														
都城市神柱児童センター	都城市中原町40街区10号														
都城市都原児童センター	都城市都原町37番地2														

<p>が同伴する者に限る。</p>	
<p>(2) <u>育児相談等のために児童館を利用しようとする者</u></p>	
<p>(3) <u>児童の健全育成に関わる各種団体</u></p>	
<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が児童館の設置の目的に照らして適当と認めるもの</u> (指定管理者による管理)</p>	
<p><u>第5条</u> (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p>(指定管理者の指定の申請)</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p>
<p><u>第6条</u> (略)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p>
<p>(指定管理者の指定)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p>
<p><u>第7条</u> 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、児童館の管理を行わせるのに最も適した<u>もの</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p>	<p><u>第6条</u> 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、児童館の管理を行わせるのに最も適した<u>者</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p>
<p>(1) <u>児童館を利用する者</u>に対する最適なサービスを確保できる者</p>	<p>(1) <u>児童館の利用者</u>に対する最適なサービスを確保できる者</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(5) 前各号に掲げる<u>査のほ</u>か、設置目的を達成するために十分な能力を有している者</p>	<p>(5) 前各号に掲げる<u>ものほ</u>か、設置目的を達成するために十分な能力を有している者</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(管理業務の範囲)</p>	<p>(管理業務の範囲)</p>
<p><u>第8条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p><u>第7条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>(1) <u>第10条に規定する利用の届出の受付、第11条に規定する利用の許可、第12条に規定する利用許可の取消し等、第13条に規定する利用の制限等及び第15条に規定する原状回復に関する業務</u></p>	<p>(1) <u>第9条に規定する利用の許可、第10条に規定する利用許可の取消し等、第11条に規定する利用の制限及び第13条に規定する原状回復に関する業務</u></p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>

(利用時間及び休館日)

第8条 児童館の利用時間は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(略)

2 (略)

(利用の許可)

第9条 施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) (略)

(2) 施設等を滅失し、又はき損するおそれがあると認めるとき。

(3)・(4) (略)

3 (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、

(利用時間及び休館日)

第9条 児童館の利用時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(略)

2 (略)

(利用の届出)

第10条 第4条第1号又は第2号に定める者が児童館を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者に届け出なければならない。

(利用の許可)

第11条 第4条第3号又は第4号に定めるものが児童館を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けたもの(以下「被許可者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) (略)

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)・(4) (略)

3 (略)

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、

若しくは制限することができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4)～(6) (略)
(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者
(利用権の譲渡の禁止)

第12条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第10条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならぬ。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第14条 (略)

若しくは制限することができる。

- (1) 被許可者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 被許可者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 被許可者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4)～(6) (略)
(利用の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障があると認められる者
(利用権の譲渡の禁止)

第14条 被許可者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第15条 児童館を利用した者は、その利用が終了したとき、第12条の規定により許可を取り消され、若しくは施設等の利用の中止を命じられ、若しくは制限されたとき、又は第13条の規定に基づく利用の制限等を受けたときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならぬ。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第16条 (略)

(事業報告書)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならず。ただし、年度の途中において第17条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならぬ。

(業務状況の聴取等)

第16条 (略)

(指定の取消し等)

第17条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(秘密保持義務)

第18条 (略)

(損害賠償)

第19条 (略)

(市長による管理)

第20条 第6条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第17条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

(事業報告書)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、事業報告書を作成し、規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならず。ただし、年度の途中において第19条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならぬ。

(業務状況の聴取等)

第18条 (略)

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(秘密保持義務)

第20条 (略)

(損害賠償)

第21条 (略)

(市長による管理)

第22条 第7条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間、第19条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたとき、又は指定管理者による管理を行わないときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(都城市児童センター条例の廃止)
- 2 都城市児童センター条例(平成18年条例第121号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の都城市児童センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部こども課】

条例名	都城市児童館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>児童福祉施設である児童館は、本来は、児童が自由に利用できる施設であるが、現行の条例では、児童館を利用する場合、利用者の利用許可手続を必要としており、児童の利便性を損なう状態にある。</p> <p>今回の条例改正で利用者を明文化し、個人での利用については、原則として届出制に改め、団体等の利用については、現行どおり許可制として取り扱うため、所要の改正を行うもの。</p> <p>また、児童館と児童センターとで設置目的及び取扱いが重なるため、都城市児童センター条例を廃止し、都城市児童館条例へ統合する。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 利用者の明文化 (第 4 条関係)</p> <p>おおむね 18 歳未満の児童及びその保護者、育児相談等のために児童館を利用する者、児童の健全育成に関わる各種団体、その他市長が適当と認めるもの</p> <p>2 利用の届出規定の新設 (第 10 条関係)</p> <p>3 市長による管理 (第 22 条関係)</p> <p>この条例の規定に基づく処分手続その他行為の期間に、指定管理者によらない管理の期間を追加</p> <p>4 都城市児童センター条例を廃止し、都城市児童館条例へ統合 (附則第 2 項)</p> <p>児童センターは、設置目的が児童館と同一であるため、都城市児童センター条例を廃止し、都城市児童館条例へ統合する。</p> <p>5 その他字句の改正</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	都城市児童センター条例 都城市児童館条例施行規則		
備考	なし		

議案第36号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第27条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「若しくは山林所得金額及び山林所得金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>附 則 （長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第27条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合</u>には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市国民健康保険条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。(経過措置)
- 2 改正後の都城市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方税法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例を規定するため、所要の改正をするもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に合わせた規定の整備</p> <p>○長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例 附則第 7 項の改正 租税特別措置法 第 35 条の 3 第 1 項の追加</p> <p>○短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例 附則第 8 項の改正 租税特別措置法 第 35 条の 3 第 1 項の追加</p> <p>※令和 3 年度分からの国民健康保険税に適用</p>		
関係する法令 及びその条項	地方税法附則第 36 条 租税特別措置法第 35 条の 3		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備 考	なし		

議案第37号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,000円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 100,440円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 115,320円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,000円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 100,440円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 115,320円</p>

<p>ア 合計所得金額が<u>300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 130,200円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 137,640円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 148,800円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,320円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,320円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,320円</u>」とある</p>	<p>ア 合計所得金額が<u>320万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 130,200円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 137,640円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 148,800円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,320円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,320円</u>」とあるのは、「<u>37,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において</p>
--	---

るのは、「52,080円」と読み替えるものとする。

附 則
1～10 (略)

て、前項中「22,320円」とあるのは、「52,080円」と読み替えるものとする。

附 則
1～10 (略)

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

11 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれて
いる者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条
第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア
及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、
同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭
和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法
第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額につい
ては、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第
35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10
万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とす
る。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

12 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について
準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、
「令和3年」と読み替えるものとする。

13 第12項の規定は、令和5年度における保険料率の算定につい
て準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるの
は、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する
（経過措置）

2 改正後の都城市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部介護保険課】

条例名	都城市介護保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	平成 30 年度税制改正において、令和 2 年分から給与所得控除及び公的年金等控除額を 10 万円引き下げることにされたため、介護保険料に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令の規定の見直しが行われる。それに伴い、保険料の算定について、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 年度の更新</p> <p>(1) 第 5 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項から第 4 項まで中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。</p> <p>2 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除に関する規定の追加</p> <p>3 所得税法の改正に伴う不利益の遮断</p> <p>当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする。）。</p> <p>4 保険料率の区分の金額の改正</p> <p>(1) 第 5 条第 1 項第 7 号ア中の「200 万円」を「210 万円」に改める。</p> <p>(2) 第 5 条第 1 項第 8 号ア中の「300 万円」を「320 万円」に改める。</p> <p>5 その他字句の修正</p>		
関係する法令 及びその条項	所得税法、租税特別措置法第 35 条の 3 第 3 項 介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 6 号、附則第 22 条第 1 項 介護保険法施行規則第 143 条の 2、第 143 条の 3		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備 考	なし		

議案第38号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第1（第7条、第21条関係） 1～3（略） 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合 体育館 (略)</p>	<p>別表第1（第7条、第21条関係） 1～3（略） 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合 (1) 体育館 (略)</p>																
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																
<p>(2) 芝生広場</p> <table border="1" data-bbox="676 188 1370 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 1077 799 1924">区分</th> <th data-bbox="676 629 799 1077">単位</th> <th data-bbox="676 349 799 629">基礎額</th> <th data-bbox="676 188 799 349">単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 1077 879 1924">アマチュア</td> <td data-bbox="799 629 879 1077">入場料を高校生以下徴収しない場合</td> <td data-bbox="799 349 879 629">100円</td> <td data-bbox="799 188 879 349">基礎額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数が生</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	アマチュア	入場料を高校生以下徴収しない場合	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数が生	<table border="1" data-bbox="676 188 1370 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 1077 799 1924">区分</th> <th data-bbox="676 629 799 1077">単位</th> <th data-bbox="676 349 799 629">基礎額</th> <th data-bbox="676 188 799 349">単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 1077 879 1924">アマチュア</td> <td data-bbox="799 629 879 1077">入場料を高校生以下徴収しない場合</td> <td data-bbox="799 349 879 629">100円</td> <td data-bbox="799 188 879 349">基礎額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数が生</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	アマチュア	入場料を高校生以下徴収しない場合	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数が生
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額														
アマチュア	入場料を高校生以下徴収しない場合	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数が生														
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額														
アマチュア	入場料を高校生以下徴収しない場合	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数が生														

						じたと きは、 これを 切り捨 てる。
	大人	同上			200円	同上
	入場料を高校生以下 徴収する 場合	同上			300円	同上
	大人	同上			600円	同上
アマチュア以外	入場料を徴収しない 場合	同上			1,600円	同上
	入場料を徴収する 場合	同上			4,800円	同上
	合					
5～8 (略)	5～8 (略)					

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会スポーツ振興課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例				
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止				
施行予定日	別に規則で定める日	制定年月	平成 22 年 12 月		
制定改廃の目的・背景	<p>山之口運動公園は、令和 9 年に開催予定の国民スポーツ大会に向けた整備に伴い、令和 2 年 4 月以降、体育館以外の施設について閉鎖している。</p> <p>旧野球場、旧ソフトボール場の機能は、新たに整備する多目的広場へ集約し、旧多目的広場の機能は、新たに整備する芝生広場へ集約することになる。</p> <p>令和 3 年 7 月から供用開始予定の芝生広場について、使用料を新たに設定するため、所要の改正を行うもの。</p>				
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>都城市都市公園条例別表第 1 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合に 関して、次の表を追加する。</p> <p>(2) 芝生広場</p>				
	区分			単位	基礎額
	アマチュア	入場料を徴収 しない場合	高校生以下	1 時間	100 円
			大人	〃	200 円
		入場料を徴収 する場合	高校生以下	〃	300 円
			大人	〃	600 円
	アマチュア以 外	入場料を徴収しない場合		〃	1,600 円
入場料を徴収する場合		〃	4,800 円		
関係する法令 及びその条項	なし				
制定改廃を要す る関係条例等	<p>都城市事務委任規則</p> <p>都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則</p>				
備 考	なし				

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和3年1月12日付け都財第519号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市都市公園条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表2]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 蓑 原 行 満
横 山 幸 子
福 留 浪 子
長 友 佳奈美
上 原 誠 史

[別表 1]

都城市都市公園条例の一部改正 別表第 1 (第 7 条、第 2 1 条関係) (抜粋)

4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合

(2) 芝生広場

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュ ア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1 時間	100 円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		大人	同上	200 円	
	入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	300 円	
		大人	同上	600 円	
アマチュ ア以外	入場料を徴収しない場合		同上	1,600 円	同上
	入場料を徴収する場合		同上	4,800 円	同上

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。

[別表 2]

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部改正

第 1 条 都城市公設地方卸売市場業務条例（平成 18 年条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

（抜粋）

別表（第 66 条関係）

種別		金額
（略）		
関連事業者市場 使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき月額 1,100 円
	食堂施設	1 平方メートルにつき月額 1,100 円
（略）		

第 2 条 都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表（第 66 条関係）

種別		金額
（略）		
関連事業者市場 使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき月額 <u>1,200 円</u>
	食堂施設	1 平方メートルにつき月額 <u>1,200 円</u>
（略）		

第 3 条 都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表（第 66 条関係）

種別		金額
（略）		
関連事業者市場 使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき月額 <u>1,300 円</u>
	食堂施設	1 平方メートルにつき月額 <u>1,300 円</u>
（略）		

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 2 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日
- （2） 第 3 条の規定 令和 5 年 4 月 1 日

議案第39号

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準 (第43条・第44条)</p> <p>第3章～第9章 (略)</p> <p>第10章 雑則 (第203条)</p> <p>附則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 (第43条・第44条)</p> <p>第3章～第9章 (略)</p> <p>第10章 雑則 (第203条・第204条)</p> <p>附則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p>

2～4 (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。）
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）
 - (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）
 - (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）

2～4 (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかに該当する施設等がある場合で、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。）
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。）
 - (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。）
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号において同じ。）
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）
 - (6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項にお

いて同じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)～(12) (略)

6～12 (略)

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2～4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)～(12) (略)

6～12 (略)

(運営規程)

第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2～4 (略)

感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならぬ。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第33条 （略）

2 （略）

第33条 （略）

2 （略）

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第34条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び第5項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(揭示)

第34条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

5 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

（事故発生時の対応）

第40条 （略）

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者への周知徹底を図ること。

（2）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例
（訪問介護員等の員数）

第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業者を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所

（事故発生時の対応）

第40条 （略）

第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業者を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所

(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとす。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たたる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 (略)

(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとす。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たたる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

2 (略)

3. オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければなら
ない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対
応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪
問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務
に従事することができる。
4. 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲
げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所
者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、
当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
5. 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問
サービスの提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用
者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所
の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所
若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務
に従事することができる。
6. 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーシ

ョンセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなればならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなればならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

が地域の実情を勘案し適切と認め、指定夜間
対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所
等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンター
ピスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲
内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約
に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な
連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの
通報を受けることができる。

4 (略)

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪
問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的
な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要
かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者
の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の
必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第57条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護
事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して
指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住
する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供
を行うよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて
受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・
随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的
に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当
該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随
時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認
められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障が
ないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内に
おいて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部
を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所
の従業者に行わせることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第57条 (略)

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーター」とあるのは「オペレーターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーター」とあるのは「オペレーターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、次に掲げるとおり研修の機会を確保しなければならない。

(1) 全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、

介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び第6項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 (略)

6 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 (略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ

るのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程(第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合同所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を提供する場合に限る。)」と、第59条の9第4項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項中「次条において準用する第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において

第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程(第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合同所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を提供する場合に限る。)」と、第59条の9第4項及び第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2

準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とある

項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項及び第4項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2・3 (略)

4 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第

のは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の5第4項中「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスマニュアル第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防サービスマニュアル第8条第1項に規定する共用型指定

32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスマニュアル第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防サービスマニュアル第8条第1項に規定する共用型指定

予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)、若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)、の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

ス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)、若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)、の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 (略)

2 (略)

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する運営規程」と、「定期巡回・随時巡回・随時訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時巡回・随時訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第

(管理者)

第66条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。

3 (略)

(運営規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条

59条の5第4項とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に掲げる施設等施設に併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に掲げる施設等がある	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人保健施設	看護師又は 准看護師

の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に掲げる施設等に併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に掲げる施設等がある	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人保健施設	看護師又は 准看護師

場合	場合
<p>7～13 (略) (管理者)</p>	<p>7～13 (略) (管理者)</p>
<p>第83条 (略)</p>	<p>第83条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していているものでなければならぬ。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していているものでなければならぬ。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第87条 (略)</p>	<p>第87条 (略)</p>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の</p>	<p>2. <u>前項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の</p>

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

(7)・(8) (略)
(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) (略)

(10) (略)
(定員の遵守)

第101条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えて、当該サービスを提供することができる。

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

(7)・(8) (略)
(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第101条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 通いサービス及び宿泊サービスの利用において利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、一時的にその利用定員を超えて、当該サービスを提供することができる。

(2) 過疎地域その他これに類する地域において地域の实情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画で、市が策定したもの）をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能

型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認められた場合には、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たたる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、

当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居のごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの作成に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担わせるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としたし、利用者の処遇に支障がない場合、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 (略)

2～4 (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担わせるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としたし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

9 (略)

10 (略)

(管理者)

第111条 (略)

10 (略)

11 (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障が

ない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は、1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。

2～7 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2～7 (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号に掲げるいづれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

9 第7項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サ-

2 (略)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2～7 (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはな

らない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、次に掲げるとおり研修の機会を確保しなければならない。

(1) 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、介護従業者の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第22条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

2～7 (略)

8 第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(運営規程)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

2～7 (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、次に掲げるとおり研修の機会を確保しなければならない。

(1) 全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条ま

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34

で、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおりとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 栄養士 1以上
- (5)・(6) (略)
- 2 (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット

条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待するときは、第4号の栄養士又は管理栄養士の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- (5)・(6) (略)
- 2 (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限り

型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

でない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の区分に定める職員により当該施設の入所者の処遇が適切に行われるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～11 (略)

12 指定地域密着型介護予防老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所 (以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短

5～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の区分に従い当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9～11 (略)

12 指定地域密着型介護予防老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所 (以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が

期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われるときは、これを置かないことができる。

14～17 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

2～7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

2～12 (略)

適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われるときは、これを置かないことができる。

14～17 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

2～7 (略)

8 第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

2～12 (略)

13 第6項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入

所者等の同意を得なければならぬ。

(機能訓練)

第163条 (略)

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口ごうの健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、次に掲げるとおり資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(1) 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資

(機能訓練)

第163条 (略)

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、従業者の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

(4) (略)

3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(3) (略)

2～4 (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の15及び第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者の対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(設備)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおり

(1)・(3) (略)

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

2～4 (略)

5 第1項第3号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(設備)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおり

とする。	
(1) ユニット	
ア 居室	
(ア) (略)	
(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けると。ただし、1のユニットの入居定員は、 <u>原則としておむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u>	
(ウ) 1の居室の床面積等は、 <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u>	
(エ) (略)	
イ～エ (略)	
(2)～(5) (略)	
2 (略)	
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	
第182条 (略)	
2～9 (略)	
<u>10 第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用</u>	

とする。	
(1) ユニット	
ア 居室	
(ア) (略)	
(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けると。ただし、1のユニットの入居定員は、 <u>おむね10人以下としなければならない。</u>	
(ウ) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。	
(i) <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u>	
(ii) <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u>	
(エ) (略)	
イ～エ (略)	
(2)～(5) (略)	
2 (略)	
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	
第182条 (略)	
2～9 (略)	

して行うことができるものとする。

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、次に掲げるとおり資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

(1) 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、従業員の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

(準用)

「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居室サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居室サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第

1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2. 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他こ

れらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条
例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ
れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面
に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知
覚によつて認識することができる方法）によること
ができる。

（委任）

第204条（略）

（委任）

第203条（略）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部介護保険課】

条例名	都城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 25 年 3 月
制定改廃の目的・背景	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 全サービス共通</p> <p>感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における I C T の活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し及び高齢者虐待防止の推進</p> <p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護</p> <p>オペレーター等の配置基準の緩和及びサービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保</p> <p>3 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護</p> <p>管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化及び認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>4 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し、過疎地域におけるサービス提供の確保及び認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>5 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域の特性に応じた認知症グループホームの確保（ユニット数の基準緩和、サテライト型事業所の基準創設）、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し、外部評価の仕組みの見直し、介護支援計画作成担当者の配置基準の緩和及び認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>栄養士の配置に関する基準緩和、生活相談員の配置に関する基準緩和、介護保険施設の人員基準の見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、口腔衛生管理の強化、栄養ケア・マネジメントの充実及び個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し</p>		
関係する法令及びその条項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第40号

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第91条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第91条・第92条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する共用型指定介護事業所をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービスマルチプルケアセンター）に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあって

応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。
次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は第
指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第
151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居
宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをい
う。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定
する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法
第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介
護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サー
ビスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指
定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援
をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定す
る介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健
康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則
第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものと
された同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号
に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項にお
いて同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービ
ス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でな
ければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共
用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者ごとに専らその
職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、

は、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所
介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条にお
いて同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域
密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規
定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居
宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをい
う。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定
する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法
第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介
護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サー
ビスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指
定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援
をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定す
る介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健
康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則
第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものと
された同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号
に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項にお
いて同じ。)の運営(第44条第7項及び第71条第9項において
「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経
験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共
用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者ごとに専らその
職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、次に掲げるとおり研修の機会を確保しなければならない。

(1) 全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、介護予防認知症対応型通所介

介護従業者の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 (略)

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第31条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

- 3 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第32条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

(事故発生時の対応)

第37条 (略)

第37条 (略)

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び第6項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会

第37条 (略)

第37条 (略)

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければ

ならない。

2～5 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（昭25号）第2項第4号に規定する療養病床を有するものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	前項中欄に掲げる施設等、指定介護療養型医療施設又は介護医療院	看護師又は准看護師

を設けなければならない。

2～5 (略)

6 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができ、テレビ電話装置等はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合において、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（昭25号）第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	前項中欄に掲げる施設等、指定介護療養型医療施設又は介護医療院	看護師又は准看護師

<p>護事業所の同一敷地業所、指定定期巡回・随時対応 内に中欄に掲げる施設訪問介護看護事業所、指定認 設等のいづれかがあ定介護対応型通所介護事業所、指 る場合定介護老人福祉施設又は介護 老人保健施設</p>	<p>護事業所の同一敷地業所、指定定期巡回・随時対応 内に中欄に掲げる施設訪問介護看護事業所又は指 設等のいづれかがあ定認知症対応型通所介護事業 る場合所</p>
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医 療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多 機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規 定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）であ つて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う もの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運 営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービス 提供に当たるとして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者の職員により当該サテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が行われる と認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医 療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多 機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規 定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）であ つて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う もの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運 営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービス 訪問サービス提供に当たるとして、本体事業所の職員により当該サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が 適切に行われると認められるときは、1人以上とすることがで きる。</p>
<p>8～13（略） （管理者） 第45条（略） 2（略）</p>	<p>8～13（略） （管理者） 第45条（略） 2（略）</p>

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

（心身の状況等の把握）

第49条（略）

（運営規程）

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9)（略）

(10)（略）

（定員の遵守）

第58条（略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならぬ。

（心身の状況等の把握）

第49条（略）

2 前項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

（運営規程）

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9)（略）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11)（略）

（定員の遵守）

第58条（略）

2 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えて、当該サービスを提供することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 通いサービス及び宿泊サービスの利用において利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合 指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者は、一時的にその利用定員を超えて、当該サービスを提供することができる。

(2) 過疎地域その他これに類する地域において地域の実情により当該地域における指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合 指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画で、市が策定したものをいう。以下この号において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することにより効率的であると認めた場合）については、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条までの規定は、指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）の規定は、指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第

者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあり、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとする従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとする介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条にお

1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとする従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとする介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条にお

いて同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする
ほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜
間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿
直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上と
する。

2～4 (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活
住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る
計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認
知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認
められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としな
ければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるも
のとす。

6～8 (略)

いて同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする
ほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜
間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿
直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わ
せるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認
知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3
である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階におい
て隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな
対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介
護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じ
られ、利用者の安全性が確保されっていると認められるときは、
夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介
護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の
時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行
わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護
予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービ
ス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経
験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画
の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務
に従事する計画作成担当者としなければならぬ。ただし、利
用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応
型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができ
るものとする。

6～8 (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防
認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型
共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他

の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10 (略)

11 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第74条 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は、1以上3以下（サテライト型指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。

2～7 (略)

9 (略)

10 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 (略)

第74条 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができ。

2～7 (略)

<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項第1号に規定する委員会は、<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな</u></p>	<p>4 前項第1号に規定する委員会は、<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の場合、本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>介護従業者の資質の向上のために、次に掲げるとおり研修の機会を確保</u></p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな</u></p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項第1号に規定する委員会は、<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の場合、本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>介護従業者の資質の向上のために、次に掲げるとおり研修の機会を確保</u></p>

らない。

しなればならない。
(1) 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号に掲げるもののほか、介護従業者の資質の向上のために必要な研修の機会を確保すること。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第80条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能

護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとす
る。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図らなければならない。

3～5 (略)

第5章 雑則

型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

3～5 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作ら

れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2. 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第91条 (略)

(委任)

第92条 (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部介護保険課】

条例名	都城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 25 年 3 月
制定改廃の目的・背景	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に合わせ、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 全サービス共通</p> <p>感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における I C T の活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し及び高齢者虐待防止の推進</p> <p>2 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化及び認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>3 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し、過疎地域におけるサービス提供の確保及び認知症介護基礎研修の受講の義務付け</p> <p>4 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>地域の特性に応じた認知症グループホームの確保（ユニット数の基準緩和、サテライト型事業所の基準創設）、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、介護支援計画作成担当者の配置基準の緩和、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、運営規定等の掲示に係る見直し及び高齢者虐待防止の推進</p>		
関係する法令及びその条項	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第41号

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 雑則（第34条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）虐待の防止のための措置に関する事項</p>

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第19条 (略)

2・3 (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第21条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及び

まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第22条 (略)

第22条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

(事故発生時の対応)

第27条 (略)

第27条 (略)

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 (略)

2 前項第9号に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面

で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができ。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 41 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部介護保険課】

条例名	都城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 26 年 12 月
制定改廃の目的・背景	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に合わせ、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>介護予防支援について、次に掲げるとおり規定の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・ハラスメント対策の強化 ・会議や多職種連携における I C T の活用 ・利用者への説明・同意等に係る見直し ・記録の保存等に係る見直し ・運営規定等の掲示に係る見直し ・高齢者虐待防止の推進 		
関係する法令及びその条項	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
制定改廃を要する関係条例等			
備 考			

議案第42号

都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第33条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に<u>対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに<u>当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第33条・<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に<u>対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに<u>当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）<u>でなければならぬ。</u><u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p>

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができると等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3～7 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(20) (略)

3 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができると、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3～7 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(20) (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）

の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならぬ。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

2 前項第9号に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 (略)

2・3 (略)

(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 (略)

2・3 (略)

4. 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3. 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

第23条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第24条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これらいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

第29条 (略)

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員への周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(揭示)

第24条 (略)

(事故発生時の対応)

第29条 (略)

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）並び及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2. 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

(委任)

第33条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間、第5条第2項中「主任介護支援専門員」とあるのは、「介護支援専門員と読み替えるものとする。

第34条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(管理者に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができ。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める期日から施行する。

(1) 第5条第2項本文の改正規定、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第15条第1項第20号の次に1号を加える改正規定 令和3年10月1日

議案第 42 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部介護保険課】

条例名	都城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日 (一部、公布の日・令和 3 年 10 月 1 日)	制定年月	平成 30 年 3 月
制定改廃の目的・背景	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	居宅介護支援について、次に掲げるとおり規定の整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・ハラスメント対策の強化 ・会議や多職種連携における I C T の活用 ・利用者への説明・同意等に係る見直し ・記録の保存等に係る見直し ・運営規定等の掲示に係る見直し ・高齢者虐待防止の推進 ・質の高いケアマネジメントの推進 ・生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応 ・居宅介護支援事業所の管理者についての例外的取扱い ・居宅介護支援事業所の管理者要件の適用の猶予期間の延長 		
関係する法令及びその条項	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備 考	なし		

議案第43号

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山田町の施設条例の一部を改正する条例

都城市山田町の施設条例（平成18年条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第3条関係）					
施設名 (略)	利用時間	休業日	施設名 (略)	利用時間	休業日
都城市山田町総合交流ターミナル複合施設	午前9時から午後10時まで（毎週日曜日は、午前7時から午後10時まで）	(略)	都城市山田町総合交流ターミナル複合施設	午前9時から午後10時まで（毎週日曜日は、午前7時から午後10時まで）。ただし、宿泊の場合は、午後3時から翌日の午前10時まで	(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部みやこんじょPR課】

条例名	都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>市の温泉関連宿泊施設（4 施設）のうち、現条例において、山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）のみに、宿泊の場合の利用時間に関する規定がなかったことから、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>「宿泊の場合の利用時間」の追加 山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）における宿泊の場合の利用時間について、現状に合わせて、別表第 2 に「宿泊の場合は、午後 3 時から翌日の午前 10 時まで」とする規定を追加する。</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第44号

都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例

都城市山之口青井岳観光施設条例（平成18年条例第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから施設の管理を行わせるものに最も適した者を指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成できると思われる場合には、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者</p> <p>(管理業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第10条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第13条に規定する原状回復に関する業務</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから施設の管理を行わせるものに最も適したものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成できると思われる場合には、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者</p> <p>(指定管理者の行為)</p> <p>第7条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、施設の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができ。</p> <p>(管理業務の範囲)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第11条に規定する利用の許可、第12条に規定する利用許可の取消し等、第13条に規定する利用の制限及び第14条に規定する原状回復に関する業務</p>

<p>(2) <u>第14条第3項</u>の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p><u>第8条</u> 施設の利用時間等は、<u>次のとおりとする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第9条</u> 施設の休館日は、<u>次に掲げるとおりとする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第10条</u> 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。また、使用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、<u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする</u>。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない</u>。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反し、若しくは公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を中止させ、若</p>	<p>(2) <u>第15条第3項</u>の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p><u>第9条</u> 施設の利用時間等は、<u>次に掲げるとおりとする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p><u>第10条</u> 施設の休館日は、<u>次の表のとおりとする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第11条</u> 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。また、使用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が<u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする</u>。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない</u>。</p> <p>(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p><u>第12条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を中止させ、若</p>
--	--

しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）
ができる。

(1) 利用者が許可を受けた威容の目的に違反し、又はそのお
それがあるとき。

(2)・(3) (略)

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用が
できなくなつたとき。公益上必要があると認められるとき。

(5)・(6) (略)

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、施設の使用を制限し、又は許可を取り消し、若しくは
使用の中止を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反し、若しくは公益を害する
おそれがあると認められるとき。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあ
ると認められる者。

(3) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他こ
れらに類する行為を行おうとする者。

(4) (略)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると
認められる者。

(原状回復)

第13条 (略)

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者はこれ
を原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することが
できる。

(使用料の徴収)

しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）
ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのお
それがあるとき。

(2)・(3) (略)

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用が
できなくなつたとき。

(5)・(6) (略)

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、施設の使用を制限し、又は許可を取り消し、若しくは
使用の中止を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害する
おそれがあると認められるとき。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあ
ると認められるとき。

(3) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他こ
れらに類する行為を行おうとするとき。

(4) (略)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると
認められるとき。

(原状回復)

第14条 (略)

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者は、こ
れを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収すること
ができる。

(使用料の徴収)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第16条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第15条 前条第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第16条 (略)

(事業報告)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

第15条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第16条 前条第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第17条 (略)

(事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

<p>(秘密保持義務)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p><u>第21条</u> 第6条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は<u>第18条第1項</u>の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>別表 (<u>第14条</u>関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(市長による管理)</p> <p><u>第22条</u> 第6条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は<u>第19条第1項</u>の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>別表 (<u>第15条</u>関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部みやこんじょPR課】

条例名	都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	市の温泉施設（5施設）のうち、現条例において、山之口青井岳観光施設（青井岳温泉）のみに指定管理者の行為に関する規定がなかったことから、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 「指定管理者の行為」の追加</p> <p>山之口青井岳観光施設（青井岳温泉）における指定管理者の行為について、現状に合わせて、「指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、施設の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる」旨の規定を追加する。</p> <p>2 その他字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第45号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例

都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 新設 市内に工場等を有しない者が、<u>新たに</u>市内に工場等を建設し、若しくは賃借等により設置すること又は市内に工場等を有する者が、<u>市内</u>の他の場所に新たに工場等を建設し、若しくは賃借等により設置することをいう。</p> <p>(9) 増設 市内に工場等を有する者が、<u>当該工場等</u>を建て替え、若しくは増築し、又は機械等を導入することにより、新たに設備を拡張することをいう。</p> <p>(10) 移設 市内に工場等を有する者が、<u>従来の工場等</u>を廃止して、市内の他の場所に新たに工場等を建設し、又は賃借等により設置することをいう。</p> <p>(11) 事業者 工場等の新設、増設又は移設（以下「設置」という。）を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものは、<u>除く</u>。</p> <p>ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる<u>と</u>き。</p> <p>イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 新設 市内に工場等を有しない者が<u>新たに</u>市内に工場等を建設し、若しくは賃借等により設置すること又は市内に工場等を有する者が<u>市内</u>の他の場所に新たに工場等を建設し、若しくは賃借等により設置することをいう。</p> <p>(9) 増設 市内に工場等を有する者が<u>当該工場等</u>を建て替え、若しくは増築し、又は機械等を導入することにより、新たに設備を拡張することをいう。</p> <p>(10) 移設 市内に工場等を有する者が<u>従来の工場等</u>を廃止して、市内の他の場所に新たに工場等を建設し、又は賃借等により設置することをいう。</p> <p>(11) 事業者 工場等の新設、増設又は移設（以下「設置」という。）を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は<u>除く</u>。</p> <p>ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者</p> <p>イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を</p>

<p>いう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している<u>と認められるとき。</u></p>	<p>いう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している<u>と認められる者</u></p>																
<p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした<u>と認められるとき。</u></p>	<p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした<u>と認められる者</u></p>																
<p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる<u>とき。</u></p>	<p>エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる<u>者</u></p>																
<p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる<u>とき。</u></p>	<p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる<u>者</u></p>																
<p>(12)～(18) (略) (奨励措置)</p>	<p>(12)～(18) (略) (奨励措置)</p>																
<p>第3条 市長は、事業者に対して次に掲げる奨励措置を行うことができる。</p>	<p>第3条 市長は、事業者に対して次に掲げる奨励措置を行うことができる。</p>																
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>																
<p>(奨励措置の種類等)</p>	<p>(6) 浸水対策補助金の交付 (奨励措置の種類等)</p>																
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>																
<p>2 前項の規定にかかわらず、都城インター工業団地穂満坊地区に立地する者に対する奨励措置のうち、雇用奨励金、工場等用地取得補助金及び環境施設等整備補助金(以下「都城インター工業団地穂満坊地区企業立地補助金」という。)については、別表第2のとおりとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、都城インター工業団地桜木地区に立地する者に対する奨励措置については、別表第2のとおりとする。</p>																
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>																
<p>別表第1 (第5条関係)</p>	<p>別表第1 (第5条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1321 1854 1402 1951">奨励措置の種類</th> <th data-bbox="1321 1693 1402 1854">要件</th> <th data-bbox="1321 1413 1402 1693">内容</th> <th data-bbox="1321 1133 1402 1413">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	奨励措置の種類	要件	内容	限度額					<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1321 965 1402 1077">奨励措置の種類</th> <th data-bbox="1321 797 1402 965">要件</th> <th data-bbox="1321 517 1402 797">内容</th> <th data-bbox="1321 203 1402 517">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	奨励措置の種類	要件	内容	限度額				
奨励措置の種類	要件	内容	限度額														
奨励措置の種類	要件	内容	限度額														

(略) 雇用奨励金の交付(情報サービス施設以外)	(略)	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数、設置した1工場等につき1回に限る。 (1)・(2) (略)	(略)
(略) 工場等用地取得補助金交付	(略)	(1) 工場等の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格に100分の50を乗じて得た額を交付する。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (2) (略) (3) 交付の回数は、設置した1工場等につき1回に限る。	5,000万円

(略) 雇用奨励金の交付(情報サービス施設以外)	(略)	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数、設置した1工場等につき1回に限る。 (1)・(2) (略)	(略)
(略) 工場等用地取得補助金交付	(略)	(1) 工場等の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格に100分の50を乗じて得た額。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (2) (略) (3) 交付の回数は、1工場等につき1回に限る。	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 市の工業団地(石山工業団地、高木工業団地及び都城インター工業団地大井手地区内の用地に限る。以下同じ。)を新規に取得する場合 1億円 (2) 市の工業団地以外の用地を新規に取得す

工場等関連施設整備補助金の交付	(略)	(1) (略) (2) 交付の回数 は、1工場等につき1回に限る。	る場合 5,000万円 (略)
-----------------	-----	---	-----------------------

別表第2 (第5条関係)

都城インター工業団地穂満坊地区企業立地補助金

奨励措置の種類	要件	内容	限度額

工場等関連施設整備補助金の交付	(略)	(1) (略) (2) 交付の回数 は、設置した1工場等につき1回に限る。	(略)
-----------------	-----	---	-----

別表第2 (第5条関係)

奨励措置の種類	要件	内容	限度額
固定資産税の免除	第4条第1項に該当し、かつ、都城インター工業団地桜木地区に立地する者	設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間について、 <u>地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第</u>	なし

<p>2条による固定資産税の課税免除を受けようとする家屋及び償却資産並びにこれら敷地である土地については、適用しない。</p>	<p>(略)</p>
<p>雇用奨励金の交付</p>	<p>第4条第1項に該当し、かつ、都城インター工業団地桜木地区に立地する者</p> <p>(1) 新規雇用従業員の数に50万円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>特定新規雇用従業員、新規学卒者又はUIJTターナー者である新規雇用従業員については、新規雇用従業員の数に乘じる金額に、規則で定める額をそれぞれ加えるものとする。</p> <p>(2) 交付の回数、1工場等に</p>
<p>雇用奨励金の交付</p>	<p>(略)</p>
<p>雇用奨励金の交付</p>	<p>第4条第1項に該当し、かつ、都城穂満坊地区に立地する者</p> <p>(1) 新規雇用従業員の数に50万円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>(2) 交付の回数、1工場等につき、1</p>

工場等 用地取得 金の交付	第4条第1項及び 第4条第1項の 各号の各号の いづれかに該 当する者で、 都城インテ ルター工業団 地に立地する もの (1)・(2) (略)	つき1回に限 る。 (1) 工場等の 設置に伴った 土地の取得に 適正な取償に 格に2分の1 を乗じて得た 額を交付する。 ただし、 当該額に1万 円未満の端数 があるときは これを切り捨 てる。 (2) (略) (3) 交付の回 数は、1工場 等につき1回 に限る。	次の各号に掲 げる区分に応 じ、当該各号 に定める額と する。 (1) (略) (2) 雇用 増加が 100人以上 上の場合 2億円
環境施設 等整備 補助	第4条第1項に 該当し、かつ、 次に掲げる施 設を	(1) 当該施設 の整備に要す る経費の2分	次の各号に掲 げる区分に応 じ、当該各号

工場等 用地取得 金の交付	第4条第1項及び 第4条第1項の 各号の各号の いづれかに該 当する者で、 都城インテ ルター工業団 地に立地する もの (1)・(2) (略)	回に限る。 (1) 工場等の 設置に伴った 土地の取得に 適正な取償に 格に2分の1 を乗じて得た 額。ただし、 当該額に1万 円未満の端数 があるときは これを切り捨 てる。 (2) (略) (3) 交付の回 数は、1工場 等につき、1 回に限る。	次の各号に掲 げる区分に応 じ、当該各号 に定める額と する。 (1) (略) (2) 雇用 増加が 100人以上 上200人 未満の場合 合 2億 円 (3) 雇用 増加が 200人以上 上300人 未満の場合 合 3億 円 (4) 雇用 増加が 300人以上 上の場合 なし
環境施設 等整備 補助	第4条第1項に 該当し、かつ、 次に掲げる施 設を	(1) 当該施設 の整備に要す る経費の2分	次の各号に掲 げる区分に応 じ、当該各号

金の交付	都城インター工業団地穂満坊地区に整備する者 (1)～(7) (略)	の1の額。ただし、当該額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (2) 交付の回数等は、1工場毎につき1回に限る。	に定める額とする。 (1) (略) (2) 雇用増加が100人以上 上200人 未満の場合 3,000万円 (3) 雇用増加が200人以上 上300人 未満の場合 4,000万円 (4) 雇用増加が300人以上 上の場合 1億円	金の交付	都城インター工業団地桜木地区に整備する者 (1)～(7) (略)	の1の額を交付し、当該額に1万円未満の端数があるとときは、これを切り捨てる。 (2) 交付の回数等は、1工場毎につき1回に限る。	に定める額とする。 (1) (略) (2) 雇用増加が100人以上 上の場合 3,000万円
浸水対策補助金の交付	第4条第1項に該当し、かつ、次に掲げる浸水防止対策を都城インター工業団地桜木地区におい	(1) 当該対策に要する経費の2分の1の額を交付する。ただし、当該額に1万円	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 雇用				

		<p>て実施する者 <u>(1) 地盤の かさ上げ工 事</u> <u>(2) 浸水対 策施設の整 備</u></p>	<p>円未満の端数 <u>があるとき は、これを切 り捨てる。</u> <u>(2) 交付の回 数は、設置し た1工場等に つき1回に限 る。</u></p>	<p>増加が <u>100人未 満の場合</u> <u>2,000 万円</u> <u>(2) 雇用 増加が 100人以 上の場合</u> <u>3,000 万円</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別 措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2)に規定する新型 コロナウイルス感染症をいう。)</u>の影響により、指定事業者が 別表第1工場等用地取得補助金の交付の項要件の欄各号に規定 する期間内に操業することが困難であることに相当の理由があ ると市長が認められた場合は、同欄中「の翌日から起算して3年を 超えない期間内」とあるのは、「から市長が定める期間内」と 読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世 界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。)</u>をいう。)の影響により、指定事業 者が別表第1工場等用地取得補助金の交付の項要件の欄各号に 規定する期間内に操業することが困難であることに相当の理由 があると市長が認められた場合は、同欄中「の翌日から起算して3 年を超えない期間内」とあるのは、「から市長が定める期間内」 と読み替えるものとする。</p>				

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部企業立地推進室】

条例名	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>都城インター工業団地桜木地区（以下「桜木地区」）が令和 4 年度中に完成予定であるが、一方で県内外の自治体でも大型の工業団地の分譲や整備にそれぞれ取り組んでおり、これまで以上に自治体間の競争の激化が予想される。</p> <p>都城インター工業団地穂満坊地区（以下「穂満坊地区」）と同様に、桜木地区に特化した奨励措置を設けることで、本市の企業立地を更に推進し、併せて、企業が独自に取り組む浸水対策に対する奨励措置を新設することで、本市の産業の発展、安定的な雇用の確保及び地域の活性化を図るため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 別表第 1 工場等用地取得補助金の「市の工業団地を新規に取得する場合」の限度額の規定を削除し、5,000 万円に統一する。</p> <p>2 別表第 2 ・「都城インター工業団地穂満坊地区企業立地補助金」の名称を、「都城インター工業団地桜木地区企業立地補助金」に改める。 ・令和 2 年 4 月 1 日に新設した雇用奨励金の加算措置を、桜木地区にも同様に適用するため改める。 ・工場等用地取得補助金及び環境施設等整備補助金の限度額を実態に即した内容に改める。 ・新たに「浸水対策補助金の交付」を追加する。</p> <p>3 その他字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	都城市企業立地促進条例施行規則		
備考	なし		

議案第46号

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
 (都城市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第1条 都城市公設地方卸売市場業務条例(平成18年条例第215号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>卸売市場法</u>(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の<u>規定</u>に基づき、都城市公設地方卸売市場(以下「市場」という。)の業務の運営及び施設の管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって地域住民の生活安定に資することを目的とする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市場の管理を行わせるのに最も適した<u>者</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる<u>もの</u>のほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他市場施設の管理業務に関する<u>もの</u>のうち市長が必要と認める<u>もの</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)に基づき、都城市公設地方卸売市場(以下「市場」という。)の業務の運営及び施設の管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって地域住民の生活安定に資することを目的とする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市場の管理を行わせるのに最も適した<u>もの</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる<u>査</u>のほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他市場施設の管理業務に関する<u>こと</u>のうち市長が必要と認める<u>こと</u>。</p>

(6) 前各号に掲げるもののほか、市場の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(卸売業務の許可)

第11条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 市場の卸売業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 都城市暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき。

(6) 法人であつて、その業務を遂行する役員のうち第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) その許可をすることによつて、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなつたとき。

(保証金の追加預託)

(卸売業務の許可)

第11条 (略)

2 (略)

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売の業務の許可をしてはならない。

(1) 第1項の許可の申請者(以下この項において「許可申請者」という。)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 許可申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 許可申請者が市場の卸売業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 許可申請者が卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 許可申請者が都城市暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき。

(6) 許可申請者が法人であつて、その業務を遂行する役員のうち第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) その許可をすることによつて、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなつたとき。

(保証金の追加預託)

第14条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足が生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額、又は不足額に相当する金額を追加して預託しなければならぬ。

2 (略)

(せり人の承認)

第22条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の承認を受けているものでなければならぬ。

2 (略)

3 市長は、前項の規定により承認の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をすることをとする。

(1)～(6) (略)

(せり人の承認の取消し)

第23条 市長は、せり人が前条第3項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなつたとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるとき、又は卸売業者が当該せり人に係る承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

(せり人の規律)

第24条 (略)

2 せり人は、卸売のための販売については、不正な方法によつて行つてはならぬ。

(仲卸業者の許可の更新)

第14条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足が生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額、又は不足額に相当する金額を追加して預託しなければならぬ。

2 (略)

(せり人の承認)

第22条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の承認を受けている者でなければならぬ。

2 (略)

3 市長は、前項の規定により承認の申請があつた場合は、せり人として承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をすることをとする。

(1)～(6) (略)

(せり人の承認の取消し)

第23条 市長は、せり人が前条第3項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなつたとき、若しくはせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなつたと認めるとき、又は卸売業者が当該せり人に係る承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

(せり人の規律)

第24条 (略)

2 せり人は、不正な方法により卸売のための販売を行つてはならぬ。

(仲卸業者の許可の更新)

第27条 仲卸業者が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における仲卸しの業務を行おうときは、許可の更新を受けなければならない。

2 (略)

(買受人の承認)

第35条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をすることをとする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

(買受人の承認の更新)

第36条 買受人が承認の有効期間満了の日後も引き続き市場における買受けの業務を行おうときは、承認の更新を受けなければならない。

2 (略)

(名称変更等の届出)

第37条 (略)

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者の許可)

第40条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、次に掲げる業務（以下「関連事業」という。）を営もうとすることをし、市場内の店舗その他の施設において営業を許可することができる。

第27条 仲卸業者が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における仲卸しの業務を行おうときは、許可を更新しなければならぬ。

2 (略)

(買受人の承認)

第35条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定により承認の申請があつた場合は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認をすることをとする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

(買受人の承認の更新)

第36条 買受人が承認の有効期間満了の日後も引き続き市場における買受けの業務を行おうときは、承認を更新しなければならぬ。

2 (略)

(名称変更等の届出)

第37条 (略)

2 買受人が死亡し、解散し、廃業し、又は業務許可の取消しを受けたときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(関連事業者の許可)

第40条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、次に掲げる業務（以下「関連事業」という。）を営もうとすることをし、市場内の店舗その他の施設において営業を許可することができる。

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>飲食店営業その他市場の利用者及び来場者等</u>に便益を提供するものとして規定するものとして規則で定める業務を営む者。なお、本号に掲げる業務を営む者については、市場における取引機能の対象とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(関連事業者の許可の更新)</p> <p>第41条 前条第1項の許可を受けた者（以下「<u>関連事業者</u>」という。）が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における営業を行おうとするときは、<u>許可の更新を受けなければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 <u>関連事業者が死亡又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第44条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p> <p>(販売前における受託物品の検収)</p> <p>第54条 卸売業者は、<u>受託物品の受領にあたっては検収を確実に</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市場の利用者、来場者等</u>に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者。なお、本号に掲げる業務を営む者については、市場における取引機能の対象外とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(関連事業者の許可の更新)</p> <p>第41条 前条第1項の許可を受けた者（以下「<u>関連事業者</u>」という。）が許可の有効期間満了の日後も引き続き市場における営業を行おうとするときは、<u>許可を更新しなければならない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 <u>関連事業者が死亡し、解散し、廃業し、又は業務許可の取消しを受けたときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第44条第1項の規定により承認を受けた卸売業者が定める受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p> <p>(販売前における受託物品の検収)</p> <p>第54条 卸売業者は、<u>前条第2項の規定により販売の委託を引き</u></p>
---	--

行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたとときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならぬ。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会って、その了承を得られたときは、この限りでない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたとときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならぬ。

3 (略)

(売買取引の制限)

第56条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(施設の利用指定)

第60条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が利用する市場施設の位置、面積、利用時間その他の利用条件は、指定管理者が指定する。

2 指定管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の

受けた物品（以下「受託物品」という。）の受領に当たっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたとときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならぬ。ただし、受託物品の受領に委託者（前条第2項の規定により卸売業者に販売を委託した者をいう。以下同じ。）又はその代理人が立ち会って、その了承を得られたときは、この限りでない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける際には、卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたとときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならぬ。

3 (略)

(売買取引の制限)

第56条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(施設の利用指定)

第60条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が利用する市場施設の位置、面積、利用時間その他の利用条件（以下「利用位置等」という。）は、指定管理者が指定する。

2 指定管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項の規定により利用位

者に対して、市場施設の利用を承認することができる。

3～6 (略)

(用途変更、転貸等の禁止)

第61条 前条第1項の指定又は同条第2項の承認を受けた者(以下「市場利用者」という。)は、当該施設の利用を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に利用させてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第62条 (略)

2 市場利用者が指定管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、指定管理者は、市場利用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代る費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第63条 市場利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により、市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定管理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならぬ。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第66条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表に掲げる額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市場使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

置等の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)以外の者に対して、市場施設の利用を承認することができる。

3～6 (略)

(用途変更、転貸等の禁止)

第61条 指定業者又は前条第2項の承認を受けた者(以下「市場利用者」という。)は、当該施設の利用を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に利用させてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第62条 (略)

2 市場利用者が指定管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、指定管理者は、市場利用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第63条 市場利用者の死亡、解散、廃業、業務許可の取消しその他の理由により、市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定管理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならぬ。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第66条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表に掲げる額と消費税相当額(別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税

の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。)との合計額とする。この場合において、市場使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2～5 (略)

6 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、市場利用者の負担とする。

(使用料の減免)

第67条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場使用料を減免することができる。

(1) 市場利用者の責に帰することができない理由により、市場施設を利用できないとき。

(2)・(3) (略)

(監督処分)

第71条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、第11条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2～4 (略)

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) せり売りに関して委託者若しくは仲卸業者若しくは買受人と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人から金品その他の利益を収受したとき。

2～5 (略)

6 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは市場利用者の負担とする。

(使用料の減免)

第67条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場使用料を減免することができる。

(1) 市場利用者の責に帰することができない理由により、市場施設を利用できないとき。

(2)・(3) (略)

(監督処分)

第71条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、第11条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2～4 (略)

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) せり人がせり売りに関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人から金品その他の利益を収受したとき。

(4) (略)

6 卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づき規則又はこれらに基づく処分違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

7 (略)

(市場運営協議会)

第72条 (略)

2 協議会は、市場における公平かつ効率的な売買取引の確保に資するため、第52条第1号から第5号までに関する事項の変更に関し、市長に対して意見を述べることができる。

3～5 (略)

(卸売業務の代行)

第73条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者によるその卸売の事務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか、自らその卸売の業務を行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 (略)

(無許可営業の禁止)

第74条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を

(4) (略)

6 卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づき規則又はこれらに基づく処分違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、買受人又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

7 (略)

(市場運営協議会)

第72条 (略)

2 協議会は、市場における公平かつ効率的な売買取引の確保に資するため、第52条第1号から第5号までに規定する事項の変更に関し、市長に対して意見を述べることができる。

3～5 (略)

(卸売業務の代行)

第73条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者によるその卸売の事務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないとき、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 (略)

(無許可営業の禁止)

第74条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認めると認められる者が営業行為を

行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 (略)

(許可等の制限又は条件)

第77条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には制限又は条件を付けることができる。

別表 (第66条関係)

種別		金額
(略)		
関連事業者市場使用料	(略)	1 平方メートルにつき 月額 1,100円
	食堂施設	1 平方メートルにつき 月額 850円
(略)		

備考 (略)

第2条 都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表 (第66条関係)

種別		金額
(略)		
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき 月額 1,100円
	食堂施設	1 平方メートルにつき 月額 1,100円
(略)		

を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 (略)

(許可等の制限又は条件)

第77条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には制限又は条件を付けることができる。

別表 (第66条関係)

種別		金額
(略)		
関連事業者市場使用料	(略)	1 平方メートルにつき 月額 1,100円
	食堂施設	1 平方メートルにつき 月額 1,100円
(略)		

備考 (略)

改正後

別表 (第66条関係)

種別		金額
(略)		
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1 平方メートルにつき 月額 1,200円
	食堂施設	1 平方メートルにつき 月額 1,200円
(略)		

備考 (略)	備考 (略)																												
<p>第3条 都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																													
<p style="text-align: center;">改正前</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">別表 (第66条関係)</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%;">関連事業者市場使用料</td> <td style="width: 40%;">関連商品売場</td> <td style="width: 30%;">1平方メートルにつき 月額 <u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td>食堂施設</td> <td>1平方メートルにつき 月額 <u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	別表 (第66条関係)		金額	(略)		(略)	関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき 月額 <u>1,200円</u>	食堂施設	1平方メートルにつき 月額 <u>1,200円</u>	(略)		(略)	<p style="text-align: center;">改正後</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">別表 (第66条関係)</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%;">関連事業者市場使用料</td> <td style="width: 40%;">関連商品売場</td> <td style="width: 30%;">1平方メートルにつき 月額 <u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td>食堂施設</td> <td>1平方メートルにつき 月額 <u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	別表 (第66条関係)		金額	(略)		(略)	関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき 月額 <u>1,300円</u>	食堂施設	1平方メートルにつき 月額 <u>1,300円</u>	(略)		(略)
別表 (第66条関係)		金額																											
(略)		(略)																											
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき 月額 <u>1,200円</u>																											
	食堂施設	1平方メートルにつき 月額 <u>1,200円</u>																											
(略)		(略)																											
別表 (第66条関係)		金額																											
(略)		(略)																											
関連事業者市場使用料	関連商品売場	1平方メートルにつき 月額 <u>1,300円</u>																											
	食堂施設	1平方メートルにつき 月額 <u>1,300円</u>																											
(略)		(略)																											

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和4年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和5年4月1日

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：農政部農政課】

条例名	都城市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	第1条 令和3年4月1日 第2条 令和4年4月1日 第3条 令和5年4月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	<p>都城市公設地方卸売市場は、昭和55年7月に開場し、建築後40年程度が経過する施設である。市場の取扱数量は、流通の多様化などの影響により減少傾向で推移してきたが、公正な取引の場として価格形成機能を発揮するなど、圏域に不可欠な社会インフラである。</p> <p>今回、建物の老朽化や活性化、提供するサービスの向上を図るために新たに施設を整備することとなり、施設整備費等を施設使用料に反映させるため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 使用料の改定</p> <p>別表のうち、「関連商品売場」及び「食堂施設」に係る関連事業者市場使用料を「1平方メートルにつき月額 1,100円」から「1平方メートルにつき月額 1,300円」に改め、「金融施設」及び金融施設に係る関連事業者市場使用料を削る。</p> <p>なお、使用料の引き上げについては、市の整備方針に基づき整備することや関連事業者への影響等を考慮し、段階的な引き上げを行う。</p> <p>令和3年度 1,100円（据え置き） 令和4年度 1,200円（100円増） 令和5年度から 1,300円（200円増）</p> <p>2 その他字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	卸売市場法 消費税法		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第47号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 785,928,000円 |
| 4 契約の相手方 | 真栄・南星・相葉 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4824番地
真栄産業株式会社 |

議案第47号関係資料

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事

- 1 工事概要 一般廃棄物最終処分場（第3期）の浸出水調整池整備に伴う
土木一式工事

本体建設工 N＝一式

雨水集排水工 N＝一式

モニタリング設備工 N＝一式

撤去工 N＝一式

仮設工 N＝一式

- 2 予定価格 858,987,800円（消費税及び地方消費税込み）
780,898,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 3 落札価格 785,928,000円（消費税及び地方消費税込み）
714,480,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- 4 落札率 91.49%

- 5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
真栄・南星・相葉特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	714,480,000	落札
大淀・桜木・丸宮特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	750,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

